



宅地建物取引業を 始めたい方

宅建業開業マニュアル

宅地建物取引業開業に向けてやること

- ・「場所」を決める
- ・「人」を揃える
- ・「お金」を用意する

これらが全て準備できたら、
都道府県庁への免許申請と保証協会の加入手続きを行います。

免許が下り、保証協会への加入手続きも完了して、
はじめて開業できます。

開業までは準備も含めて2ヶ月程度見込んでおきましょう。



かなざわ行政書士事務所

「場所」を決める

宅地建物取引業免許では、会社登記簿の本店所在地と同じ場所に本店事務所を設置する必要があります。

また、事務所内には下記の設備が必要となります。

- ・従業員の人数分の執務机・椅子
- ・接客用の対面机・椅子
- ・事務所専用の固定電話番号と固定電話機



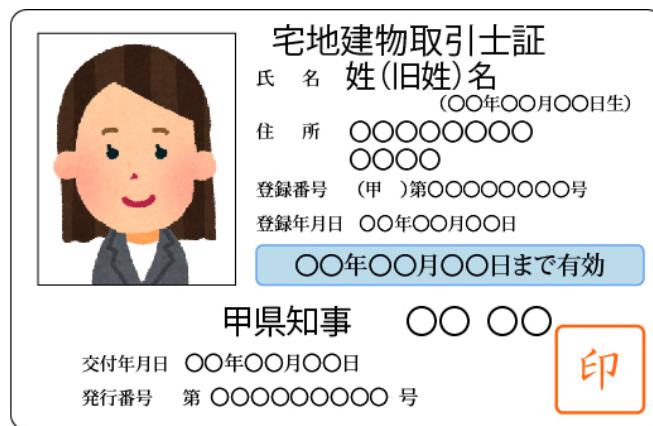
かなざわ行政書士事務所

「人」を揃える

宅地建物取引業免許では、従業員の5人に1人の割合で「宅地建物取引士」の資格を持つ人を設置する必要があります。

ここでいう「従業員」には、代表者や宅地建物取引士も人数に加えることに注意しましょう。

宅地建物取引士は試験に合格しているだけでは足りず、「宅地建物取引士証」を所持している必要があります。



かなざわ行政書士事務所

「お金」を用意する

宅地建物取引業免許を取得し、開業するためには
総額で200万円程度必要となります。

- 都道府県庁への免許申請費用（33,000円）
- 保証協会への入会費用（150万円程度）
- 事務所賃料
- 事務用品等の諸経費
- 行政書士報酬（相場は 8万円～10万円）



かなざわ行政書士事務所

保証協会とは？

宅地建物取引業者のほとんどが加入している業者団体です。

2団体のどちらかに加入でき、
それぞれ全宅（ハト）・全日（ウサギ）と呼ばれています。

入会すると、次のような恩恵が受けられます。

- ・ 営業保証金が1,000万円から60万円に。
- ・ 契約書等のひな形をダウンロードできる。
- ・ 他の会員とのつながりができる。



かなざわ行政書士事務所

行政書士を活用した迅速・適法な免許の取得

宅地建物取引業免許の申請は、求められる条件や必要書類が複雑であるため、行政書士等の専門家に依頼することがほとんどです。

宅地建物取引業免許取得までに必要な手続き全般につき、専門家による支援を受けられます。

- 申請書類の作成・収集
- 申請用の事務所写真撮影
- 保証協会の入会書類作成
- 都道府県庁窓口・保証協会窓口での申請



かなざわ行政書士事務所

免許取得後も安心

宅地建物取引業免許を取得し、不動産業を開業した後に必要となる手続きにも対応可能です。

- ・ 5年ごとの宅建業免許更新手続き
- ・ 事務所の移転や宅地建物取引士の交代等、重要事項の変更
- ・ 従業者証明書や業者票の作成

宅地建物取引業免許維持や宅地建物取引士管理の心配もございません。



かなざわ行政書士事務所

事務所紹介・実績

〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町27-1
エグゼクティブ渋谷403
TEL : 03-3422-5154
Mail : info@takkengyo.net

かなざわ行政書士事務所
代表行政書士：金澤英明
(登録番号：第12082335号)

一都三県を中心に、数多くの宅地建物取引業免許の申請手続きを手がける。

- 自宅兼事務所
- 他社との同居
- シェアオフィス

上記のような、イレギュラーな事例にも対応可能。

一部上場企業様からのご依頼実績あり。



かなざわ行政書士事務所

詳しくはこちらまで

サイト内のお問い合わせフォームからもご相談いただけます。

→宅建業免許ネット

<https://takkengyo.net/>



QRコード



〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町27-1
エグゼクティブ渋谷403
TEL : 03-3422-5154
Mail : info@takkengyo.net

かなざわ行政書士事務所
代表行政書士：金澤英明



かなざわ行政書士事務所